

日本からベトナム向けに輸出される偶蹄類動物に由来する原皮に  
添付される輸出検疫証明書様式について

平成22年12月21日

平成22年4月20日に我が国において口蹄疫の疑似患畜が確認されたことから、我が国から輸出される偶蹄類動物及びそれらの動物由来の肉等について、各国の受入れについて詳細が分かるまでの間、輸出検疫証明書の発行を一時停止しているところです。

今般、日本からベトナム向けに輸出される偶蹄類動物に由来する原皮の受入れ及び証明書様式について消費・安全局動物衛生課から通知があり、偶蹄類動物に由来する原皮の輸出が再開されることとなりました。

事 務 連 絡  
平成 2 2 年 1 2 月 2 1 日

動物検疫所企画連絡室長 殿

消費・安全局動物衛生課  
国際衛生対策室長

日本からベトナム向けに輸出される偶蹄類動物に由来する原皮に  
添付される輸出検疫証明書様式について

現在、ベトナム向け偶蹄類動物由来原皮については、輸出検疫証明書の発行を一時停止しているところです。

今般、ベトナム家畜衛生当局より、日本からの偶蹄類動物に由来する原皮については、別添の追加証明書様式により受け入れが可能との連絡を受けました。

については、ベトナム向けに輸出される偶蹄類動物に由来する原皮については、家畜伝染病予防法施行規則別記様式第 3 0 号の 2 による輸出検疫証明書に、別添の追加証明書を添付して発行するようお願いいたします。

ATTACHED EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE

Attached to Certificate Number:

Date of Issue:

This is to certify that:

1. The said skins/hides passed ante-and post-mortem inspection by the prefectural (local) government veterinary officer in prefectural (local) government licensed establishments under relevant laws and supervision of national public health authority of Japan.
2. The said skins/hides were disinfected by;
  - salting for 28 days or more in sea salt containing 2% sodium carbonate (in case of dried hides and skins, they should be disinfected by formalin fumigation); or
  - soaking with alkaline solution (at least pH 11.5) for 48 hours or more; or
  - soaking with acidic solution (less than pH 3.0) for 48 hours or more.

Animal Quarantine Service  
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries  
Japanese Government

Animal Quarantine Officer

OFFICIAL STAMP

Signature: \_\_\_\_\_  
(Printing Name)

## 輸出検疫証明書 (別添)

証明書番号 : \_\_\_\_\_

発行年月日 : \_\_\_\_\_

以下について証明する。

- 1 当該原皮は、日本の公衆衛生当局の監督下で、関係する法律に従い、地方政府に認可された施設において地方政府獣医官によると殺前後の検査に合格したものである。
- 2 当該原皮は、以下の方法で消毒されている ;
  - 2%炭酸ナトリウムを含む海塩で28日間以上塩漬けすること (乾皮の場合は、ホルマリン燻蒸にて消毒されること) ; 又は、
  - アルカリ溶液 (pH 11.5以上) で48時間以上浸漬されていること ; 又は、
  - 酸性溶液 (pH 3.0未満) で48時間以上浸漬されていること。

公印

動物検疫所  
農林水産省  
日本政府  
家畜防疫官

署名 : \_\_\_\_\_  
(氏名のブロックレター)